

令和5年度白井市特別職報酬等審議会第2回会議

1. 開催日時 令和5年8月4日（金）午前10時から正午まで
2. 開催場所 白井市役所本庁舎2階災害対策室
3. 出席者 福島会長、中村委員、霞委員、野水委員、平川委員、松本委員、
長島委員、米井委員、高橋委員
4. 事務局 齊藤総務課長、本橋副主幹、菅沼主任主事
5. 傍聴者 1名
6. 会議次第 議題1 常勤特別職の給料額について
議題2 その他

○会長

それでは、議事のほうを進行させていただきたいと思います。

まず、本日の出席委員なのですが、9名いらっしゃいます。9割方、出席をさせていただいているということでございます。

白井市附属機関条例第6条第2項の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとありますので、過半数を優に超えているということでございますので、本日の会議は正式に成立をしているということでございます。

また、本日の会議は公開ということでありまして、会議録も作成し、後日ホームページ等で公開をいたしますので御承知おきください。

また、会議録作成に当たり、ICレコーダーで音声を録音しておりますので、発言の際はマイクを使用して発言いただければと思います。

それでは、早速でございますが、議題に入っていきたいと存じます。

まず、議題の1であります。常勤特別職の給与額の状況についてということでございまして、前回、皆様方からいろいろな御意見を頂きまして、どのような資料をそろえるのかというようなことで御意見なども頂いております。そこで、それを参考にしまして、本日、事務局から資料を作っていただいたものを中心に、皆様方に配付をしているということであります。配付された資料について、事務局から説明をお願いできればと思います。

○事務局

お配りした資料は、資料1から資料9まであります。後ほど触れますけれども、大きく「商社」と書かれているもの、こちらは委員から提供がありまして、後ほどお話しただけでございます。

それでは、資料1を御覧ください。特別職の法律の位置づけ。前回の会議でも、法律上どのような位置づけになっているかというお話がありましたので、改めて整理をいた

しました。

括弧内の「地自法」と書かれているのは、地方自治法のことです。

また、「地教法」と書かれているのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のことです。

市長、副市長ともに、地方自治法で市町村長を置く、または副市町村長を置くというような位置づけがございまして、任期、職務、それぞれあります。

また、教育長は、地方自治法上は委員会を置くとあるのですけれども、地教法において、教育委員会を置く。そして、教育長、教育委員をもって組織するという位置づけになっておりまして、任期、職務、それぞれあります。

一番下に条例等とありますが、白井市の条例においても、例えば副市長は、副市長にはこういう事務を委任しますというような位置づけがあります。

資料2を御覧ください。資料2は2-1、2-2、2-3と3枚、A3でございます。これはそれぞれ4月、5月、6月に、特別職がどのような予定が入っていたかというのを具体的に出したものです。

例えばですけれども、2-1の4月の3日、年度初めですけれども、この4月の3日は、三人とも辞令交付、同じ会場に同じ時間にそろって辞令交付を行ったとあります。

御覧になっていただくと分かると思いますが、副市長は市長を補佐するとか、代わりになるという仕事がありますので、市長がいないので、副市長がその分をやることもございますし、市長に行く前に、副市長が各課等と協議を行って、市長に話を持っていく、または一緒に協議をする、それぞれございます。

教育長だけ、教育委員会のお仕事ということで別の内容が多いかなと思いますし、4月ですと、入学式ですとか、毎月、定例としてあるのは校長会、教頭会です。主に教育委員会、学校関係の仕事というふうになります。これが4月、5月、6月分の実績を皆様に表示して、具体的にこのような仕事をしていますという資料です。

資料3を御覧ください。これまで当市の報酬審議会、どのような話があったか。また、どの年度に行ったかというものをまとめたものです。

まず、①です。市長、副市長は、実際には平成6年から現在の報酬額となっております。教育長は、特別職に位置づけられたのが平成27年からとなります。

②、報酬審議会に市から諮問した内容と答申、そして、その後、結果という形で表しています。この中で、平成19年度と平成27年度は諮問するときに、原案がない。つまり、今回と同じような諮問の仕方になります。

一方で、平成21年から平成24年には市から、こういうふうにしたいという原案があり、そこに対する審議をいただいた形になっています。

平成19年度、原案はありませんけれども、市長、副市長の給料月額に対して諮問を行いました。方針内容としては、現行額のまま据置きという答申を頂いて、財政状況と減

額措置を考慮してという理由で、この据置きという答申になっております。この答申に基づきまして、結果、給料月額も改定をしませんでした。

平成21年は、給料月額は据置きで、期末手当の支給率を減ずるという原案を出しました。これは、当時の一般職員との率の均衡を図る意味で、減ずるという原案になっています。そして、答申もそれを踏まえて、減ずる。実際、結果も減ずるということになりました。年間4.05月に減とありますが、これは一般職員の率に均衡をしています。

平成22年、こちらも期末手当の支給率減、こちらも平成21年と同様の意見になりました。原案のとおりとの答申、そして、答申に基づいて結果は減です。

平成23年、市長、副市長の給料月額据置き。この平成23年は市長選挙がありましたので、市長が替わって諮問したという形になります。ここでも減額措置を考慮とありますが、これについても、次の資料4で触れまして、原案のとおり据置きで答申を頂き、実際、改定はしませんでした。

平成24年についても、同じ据置きという原案に対して、原案のとおり可決、そして、結果も据置き。

平成27年がちょっと違いまして、平成27年は原案はないのですけれども、給料月額と期末手当の支給率について両方諮問し、ここで当時の審議会としては、平成6年から改定がないという事実、それから当時の社会情勢等を考慮して、給料月額、期末手当率ともに引上げという結論になったのですが、答申の言葉、表現としては、「引上げやむを得ない」という言葉になっていました。

意見として、特別職はまちの活性化を担っていることから、市の財政状況を勘案した報酬にする必要があるという意見を受けて、引上げやむなしという答申になっていました。これを受けて、結果としては、給料月額は改定をしていません。その理由は、当時の市の財政状況を踏まえたということです。

また、期末手当率は答申のとおり上げていますが、これは一般職員の率に合わせている形になります。

資料4を御覧ください。①から読みます。平成6年から給料月額は変わっていないのですが、この平成6年までは、どうだったかというのを表しています。

昭和53年から平成6年まで改定があった、その金額と改定率を表しています。ちなみに、当時は町ですので、そこに市長、副市長と書いてはいますが、実際は町長と助役でした。教育長は平成27年から特別職となりましたので、その表にはありません。

②特例措置状況を御覧ください。資料3で、減額措置を考慮してというような言葉が何回かありましたけれども、実際に減額措置というのをしておきまして、一番最初が平成19年のときですので、上から5番目の時期ですね。市長も10%減、副市長5%減という減額措置を行っていました。

その後、市長が替わったタイミングもございいますが、基本的には財政健全化の取組と

して減じています。

現在が一番下になるわけですけれども、今年、市長の任期が第二期に入りまして、第一期までがこの減額措置の期限でしたので、現在はそれがありません。現在は条例どおり、資料3で、例えば市長は83万円です書いてありますが、その条例どおり月額が払われています。

資料5は、前回の会議の中で、類似団体にも給料月額はばらつきがございまして、その中でも高いところは、どのような経緯で、どのような理由で高かったのかというお話がありましたので、類似団体と、鎌ヶ谷市と印西市は、お隣だからという理由で、報酬審議会、どのようなことになっているかを調べました。

ちなみに、不明となっているところは、ホームページ上には全く表れていなかったもので、直接電話で聞いたところ、詳しいことは分からない状態です。最後にやった年度が分かっている、実際には、給料改定はそこからないという結論でした。

ホームページ上で公開されていたところ、また、お話で追加で聞いたところの内容をまとめたものなのですが、この中で、前回会議の中では清瀬市、東京ですね。それから福生市、これが比較的、月額が高い。どうしてだろうというのがお話で前回あったのですが、まず、論点を見ていただきますと、他団体の状況、社会情勢、市民感情、財政状況という論点です。これ二つとも一緒でありまして。東京なので、白井とは地域性が違うという点がありますけれども、例えば清瀬市は、多摩26市という表現だったのですが、平均並みに引き上げたい。福生市は、こちらは類似団体の平均並みに引き上げるという理由があったようです。ともに、最後に報酬審議会があるところまでは、長年、審議会が未開催であったというのも共通しています。

また、ほかの類似団体においても、何か特殊な論点というのではなく、職務、職責、他市との比較、市の財政状況、そういったことが論点になっているという共通点がございました。

資料6を御覧ください。資料6は一般職の場合、実際の給料月額とはどのようなになっているかの質問がありましたので、4月1日現在、所属している職員の中で表しました。例えば一番上、行政職給料表（一）の1級から8級まで一般行政職とあるのですけれども、それぞれ条例上は1号給から存在します。ですが、今現在いる職員の中で表していますので、今いる1級の職員は、9号給から93号給までが存在しますというような表し方になっています。

この中で、皆さんが前回、金額が気になったと思われるのは、7級、8級ですね、課長や部長。そうしますと、7級の場合、実際の最高額は44万4,900円。部長は8級で、46万8,600円。これは今現在いる職員もこれなのですけれども、条例上も最高号給が、それぞれ7級は61号給、8級は45号給とありますので、それぞれ最高号給の職員がいるということなのです。

資料7を御覧ください。資料7は、一般の会社であったとしたら、幾らぐらいの収入、またはお給料があれば、受けてもらえるのか、転職ができるのかというようなお話を受けて調べたところ、ちょうど役所に合致するような一般職がうまく見つからなかったのので、株式会社労務行政というところが出しているウェブ版の労政時報というのがございます。

この調べによりますと、裏面を御覧ください。2022年とありまして、当市、職員四百数十人おりますので、それに当てはめたとすると、この表の中の左下、300人から999人で見たとすると、報酬月額、会長の場合は298万円、社長の場合は329万円とあります。仮にこれが300人未満だったとしても、会長は237万円、社長は256万円とあります。

これは一つの例をお示ししました。これを受けまして委員から提供を受けたのが、今日、皆さんにお配りしたホームページ上の情報です。委員にお話をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○会長

お願いします。

○委員

ありがとうございます。この資料7に関しては、マネジメントを行う人間がいかに高い報酬をもらっているかということを知る資料としては、いいと思ったのですが、この報酬って、個人事業者的な社長さんとか、会長さんとかの金額なので、ちょっとニュアンスが違う気がしています。マネジメントが高いという理解にはなると思うけれども。

一方で、私が見つけたのは商社絡みで、本当にいい比較になるかは、なかなか難しかったのですけれども。商社っていろいろな業態を扱っている組織で、その中で市役所と同様に、人ベースでいろいろ何かやっていくという組織ですと。そういうところの管理職さんで、大体300人とか、それぐらいのメンバーを抱えて仕事をするわけなのですが、そういう人がどういう給料をもらっているかというのを見るというのは、結構いい資料になるかなと思っています。

2ページ目の一番下に書いている商社主任、係長、課長、部長の役職年収と書いてあるものなのですが、ここで部長相当額を見ると、1,700万円とか。これも商社といっても、上の三菱商事から10社出ているので、私も余り知らない商社もあるのですが、こういう商社の平均なので、実態は、平均値はこれぐらいかなと思います。

何が言いたいかというと、300人規模の組織を扱う人ベースの組織のマネジメント層というのが、大体これぐらいの給料をもらっていますと。なので、仮にこういう人に来てもらいたいとなったら、1,700万円ぐらい、この辺が一つのターゲットになるのじゃないかなというふうに考えています。そういった意味で、この資料をつけさせていただきました。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。こちらも、参考の一つとしていただければと思います。

資料8、御覧ください。特別職に一般職員と同じ通勤手当を支給するとしたら。今現在、白井市においては、特別職に通勤手当を支給していません。市によっては、しているところもありました。それは前回の資料でお示ししてあります。

市長は白井市内に在住されていて、2,000円。副市長は千葉市、1万5,800円。教育長は栄町、1万円。こちらは月額です。これは下にありますが、一般職の条例に基づいておりますので、当然ですけれども、その時々市長、副市長によって変わるということになります。

資料9を御覧ください。これらを受けまして、改めて類似団体を比較した表です。前回の会議の資料4と似ているものになりますが、前回では、例えば年収を皆さんとして捉えていただくために、期末手当や、例えば人口で割ったとか出していますが、それを一旦取っ払って、それぞれの人口、決算額、給料月額に絞っています。

違いは、平均を出したところですが、その理由は他市との比較、類似団体との比較というのが、ほかの報酬審議会での論点の一つにありましたので、例えばということで表しました。

下のほうを御覧ください。平均の仕方を三つ用意しました。まずは、この類似団体1から14ありますが、これを全て足して平均したもの。2段目は、白井市を除いて平均したもの。一番下の清瀬市と守谷市を抜いた理由は、一番高いところと一番低いところ、これを除いて平均したものの違いです。

表の中で、平均との差とありますが、その平均は何との差かということ、14団体全てを平均した数字との差になっております。四街道市が市長、給料、88万円とありまして、平均との差がマイナス4,210円とあるのは、14団体の平均が88万4,214円、これと88万円を比べた結果ということになりますので、ここで用いている平均というのは、14団体の平均とに思っただけければと思います。

以上で資料の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

今、資料を御説明いただきまして、前回、皆様方から要求のあった資料を中心にということでございました。

今日の議論ですが、前回の会議でも申し上げましたが、今年度、こういう資料を見まして、市長の報酬額が妥当であるかどうかということ議論するということでもあります。妥当でないとする、市長の給料を上げるということになるか、あるいは下げることになります。妥当であるということになると、審議は妥当であるという結論で、それ以上の審議はない、決定をするということになります。

まず、資料説明をいただきましたので、こちらのほうに対して、質問や御意見を頂きたいと思います。

ちなみに、資料1の特別職の法律の位置づけというところなのですが、市長の職務というものがあまして、市長の職務は、ここに法律上の職務が書かれていますけれども、そのほかの事務の執行というふうに最後に書いてあります。市長の業務は、法律上は「概括例示主義」というのが取られていまして、例示があつて、そのほかの事務をやるというふうになっています。

議会の場合は、「制限列举主義」といって、これとこれとこれとこれをやりますよということに、もう議会のほうは決まっているわけですね。逆に、市長の業務というの、もう少し広くするというふうになっています。

ちなみに、市長の業務の、大体何日ぐらい業務をするのか、年間どれぐらい業務をするのかというのが、資料の2のところにもありますが、モデルとしては、365日のうち120日休みなのですが、60日ぐらいは土日もあることがあるということで、305日というのがモデルと言われているので、参考にさせていただければと思います。ということで、あとは給料の話です。

清瀬市のところで26市という表現が出てきましたが、東京の区は23区で、市は26市あるのですが、大体、東京の区とか市というのは、23区は23区の平均を政策をやる上で基準とすることが多い。26市のほうも、これも基準としているということで、実際、私も26市のうち、現在、二つの市で審議会に関わっているのですけれども、同じくいろいろなことをやる時に、ほかの26市はどうなのだと。そういうことで、一つの基準としているということで、事務局から今、御説明があつたということでもあります。

それでは、御意見や質問があれば、委員のほうから順にお話を頂ければと思います。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員

前回休んでいるので、既にそんなこと議論しているよということだったら、すいません。

ここで、審議会で審議して決定をした場合、いつ頃までに審議するのか。そして、それが決まった場合は、次の手続はやっぱり議会で通すのか。いつ頃から、来年4月からののか。その辺のところを確認させてもらいたいことと。

それからあと、市のこの三人の特別職の方の月額給料だけを今は議論するのか。あとは、賞与だとかいろいろなものが、例えば今、通勤費のことを、なぜ通勤費を払っていないのか分からないのですけれども、そういったものも議論するのか。この2点確認させていただきたいなと思いました。

以上です。

○会長

では、事務局、お願いいたします。

○事務局

今、御質問頂いた点ですけれども、まず今回、諮問させていただいている件について、答申を頂くのが、おおよそ秋ぐらいをめどに考えております。上げる、下げるというような答申が出た場合には、それを踏まえまして、市の内部のほうで検討させていただいて、変更するということになれば、例年ですと間に合えば12月議会のほうに付議をしていくことになるかと思えます。実際、金額が変更になるのは来年度の4月からということが、これまでの一般的なやり方でございますので、我々も今のところは、そういったスケジュールで考えております。

それから、今回、皆様に諮問しているのは、あくまでも給料月額ということで検討をお願いしておりますけれども、ただ、そこに限定するわけではなくて、前回の会議の中で、市長の給料以外にも、参考として手当のほうも資料として出しましたので、その中で通勤手当、あるところとないところがあるということで、実際にどれぐらいの費用がかかるかということで、今回、資料のほうを出させていただいております。

ですので、この委員会の中で、手当のほうについても言及されるということであれば、我々としては、それはまた意見として承りたいと考えているところでございます。ですので、本当にお願ひしたいところは、給料月額というところです。

以上です。

○委員

賞与というのは、皆さん、あるのですよね。それは月額給料と何かリンクしているのですか。賞与の部分というのは、議論するわけではないようなのですけれども、その辺のところは、年間のトータルの収入という側面を考えずに、月額給料だけを答申するというのであれば、どうしてなのかも伺えればと思います。

○会長

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

特別職の賞与については、期末手当ということで例規のほうで定められておりました、6月と12月で、職員と同じように月額に対しての一定割合を掛けた数字を出しております。ですので、月額が上がれば、賞与全体も上がってくるということになっております。

一般職員と特別職の割合というのが、均衡が図られている状況でありまして、今回については、月額のほうを御審議をいただいて、ボーナス部分というのですかね、については、そのほかの社会情勢とかを見ながら、また検討していかなきゃいけないということで考えておりますけれども、あくまでも今回は、月額が平成6年から改正されていないということもありますので、その妥当性について御審議をいただきたいということでございます。

以上です。

○会長

委員、よろしいですか。まだあります。どうぞ。

○委員

今の説明のこと自体は分かるのですけれども、こういう長いこと変わっていないよと。我々、中小企業をやっていた中では、ずっと給料上がってきていないので、大分、今上げていかなくちやねというところではある気がするのですが。ただ、賞与の率みたいなものというのは変わってきているのですか。それとも、ずっと同じように来ているのか。その点だけ確認させていただければなと思いました。

○会長

お願いします。

○事務局

資料3のほうにありますとおり、平成21年、平成22年と減額、月数を減らしているという状況がございます。これについては、一般職のほうの給料改定、全体的な見直しとかがあった時期でございますので、特別職についても、それに合わせて変更をしております。

平成27年に4.3月に増やしているところですが、一般職のほうに合わせてきているという実情があります。

昨年12月ですね。4.4月に改正をしたところがございます。ですので、現状の期末手当については、年間で4.4月分ということになります。

以上です。

○委員

説明、どうもありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

委員の質問なのですが、その月数については、一般職と一緒にということでしょうか。一般職の月数に準じているという、賞与の支払いがされているということでしょうか。

○事務局

これまで合わせてきているときが多かったのですが、給料の減額なんかをやっている時期もありますので、必ずしも同じタイミングで、同じ割合で上げてきたということではないのですけれども、昨年の12月の改正で、また同じ割合になったということがございます。

○会長

ということでありまして、民間のようなパフォーマンスに対しての成功報酬みたい

はなっていないということですので、恐らく委員が気になっているところは、そのあたりだったと思いますので、そちらの確認をさせていただいたということです。

ほか。

委員、お願いします。

○委員

確認させてください。資料4の②で減額率、毎年10%とか、5%とか書いていますけれども、これは何に対する10%なのでしょうか。

○会長

お願いします。

○事務局

これは給料月額に対しての割合になります。

○委員

毎年10%下がったと読めちゃうのですけれども、そういう意味ですか。

○事務局

毎月10%ずつ下げているという。

○委員

毎月10%ずつ。

○事務局

はい。ですので、月83万円的时候には、その10%を減額して。

1年間通して、給料月額が10%減額されていたということになります

○委員

83万円に対して、10%下がっていたということがずっと続いていた。下がったものから、また10%下がるという意味ではない。

○事務局

「下がったものから、また10%下がるという意味」ではないです。

○委員

分かりました。

○事務局

条例で83万円というのは決まっていますので。

○委員

83万円掛ける0.9が支給されていたと。

○事務局

そういうことになります。

○委員

という年がずっと例えば平成17年から、20%の年もありましたと。

○事務局

そういう年もありましたけど。

○委員

そういうふうを読むのですね。分かりました。ありがとうございました。

○会長

ほかはいかかでしょうか。

それでは、委員、お願いします。

○委員

この三つの市長、副市長、教育長、これ三つ同じカテゴリーで議論しにくいのではないかと。というのは、市長は、私たちはその活動の状況は、選んだ市民として把握、接することはできるし、それから選挙で選ばれていると。副市長、教育長と明確な違いがあるわけですね。かつ、市長は財政状況に責任を持つ立場であると。したがって、財政状況に応じて議論するべきではないかと。

それで、副市長、教育長、私たちほとんど存在というか、活動状況も知らない立場の人間が、あれこれ増額すべきか減額すべきか判断する材料は、はっきり言って、私はありません。特に副市長は、前回聞いたところでは県から出向していると、2回連続。ですから、副市長は県から来ているわけですから、県の職位があるわけですから、部長級か局長級か知りませんが、その職位と合わせる形でよろしいのではないかと私は思っているのです。詳しいことは分かりませんから。

ですから、私は、副市長と教育長は幾らにするという議論でなくて、例えば5万円とか3万円上げたいと、これにイエスカノーか言えるぐらいが、せいぜい判断できる材料だと。市長に対しては、この資料を見ると、増額やむなしという考えもないではないです。長年、かつ、近隣の同規模の市に対しても、そんなに、かなり落ちているしと。

ただ、市長は盛んにいつも言っているのは、なり手不足解消のためという、これは事務局の方から訂正を市長に言ってほしいのです。これは言うべきではないと。なり手不足を増やすために報酬を上げるといって、市民が必ず反発すると思います。これは私の意見ですけれども、2年連続立候補がなかったのは、給料が安いからではないと思います。全国的に芦屋市とか、若い方が結構当選して、やっぱり志を持っている人。

それで、白井市は立候補がないのは、白井市独自の理由があると思うのです。というのは、10年ぐらい前に起きた元の市長の専決処分による個人損害賠償があったのですね。このトラウマがあったから、立候補をすることをためらう人が多いのじゃないかと。本来だったら、市会議員が何人か立候補してもいいのです。でも、立候補しないのは、あの専決処分で個人損害賠償をしたというトラウマがあって、みんな身を引いているのではないかとというのが私の考えなのです。

ですから、その辺の環境整理をきちっとやれたら、現在の報酬でも、なり手不足を解

消することは十分できると。市長自らが、なり手不足解消のためというのは、上げてくれと言わんばかりの我田引水的な発言になりますから、そこは公のところでは話さないほうがいいのではないかというのが、私の考えです。

○会長

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

もしかしたら、誤解をされている部分があるのかもしれないですけども、市長が、なり手不足という話を去年、皆さんにしていたのは、あくまでも議会議員の報酬についての意見だと、我々は考えております。

市長、副市長等の特別職、執行部側の給料については、上げたいという諮問ではなくて、妥当かどうかというところの諮問をしておりますので、なり手不足というのは、あくまでも議会議員、今回も定数が18人になったので、5名ほど落ちることにはなりましたけれども、定数が21のままだったら、立候補数は少なめだったのじゃないかなというところもございます。

それもありまして、議会議員の報酬を検討してほしいということで、去年、急いで皆さんに検討していただいたという経緯がありますので、市長がそれを発言をしていたのは、あくまでも議会議員の部分ということで、御理解をいただければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。

市長が御挨拶された、議会のまずは議員の給料をということでございまして、御挨拶をいただいたというふうに記憶をしております。当然、議会の議員の給料が上がると、特別職のほうも上がる可能性が出てくるということもあったかと思えます。

今回、議会の議員の給料が見送りになりましたが、だからといって、この市長の給料というものを上げないという、そういう話にはならない。なってもいいですけども。今回議論をするのは、この市長の給料というものを議論をさせていただきたいということでもあります。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○委員

今、委員が非常に重要なことをおっしゃったなと思っていまして、副市長の件です。副市長は、現在の方は千葉県からの出向ということなので、そうすると、出向元の県は、この方には給与は支払いされていないという理解でよろしいですか。まったくゼロということで。

○事務局

はい。

○委員

それって、県との取決めみたいなのがあるのですか。

○事務局

県は退職している扱いになっておりますので。

○委員

そうですか。

じゃあ、転籍のような扱いですか。

○事務局

イメージ的にはそうなります。

○委員

任期が終われば、戻られて復職と。

○事務局

はい。

○委員

当然、県の等級とか、役職とかありますけれども、そこは元のところへすっと戻るようなことに。

○事務局

県は、そのような対応をさせていただいていることになります。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○会長

ということで、あくまでも副市長の給料というか、ちなみに国家公務員が出向する場合も、国家公務員を一回退職して手続をするので。国家公務員が県とかに出向すると、役職が上のところに行ったりしますので、給料が上がると。戻ると下がるというような現象があります。ただ、それが将来的に見て、生涯年収はどうなんだというのは、よく分かりませんが、退職をしてこちらに移りますので、あくまでも副市長の給料は、白井市が負担をすると、こういうことであります。

どうぞ、委員。

○委員

そうすると、副市長は、こちらに転籍する前の金額と今とでは、多いのか少ないのか。それからあと、通勤手当とかありましたけれども、当然向こうでは出ていたのだろうし、こっちは出てこないとか、全て総報酬というか、それをやらないと比較できないですね。

あるいは、それを県のレベルでやって支払ったら、市長よりも高くなっちゃうとか、だから控えているとか、いろいろな理由があるかもしれないので。その辺を出していただかないと、副市長のことについて、ほとんど存在感がないので、判断できない。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

今の副市長の報酬については、考え方の一つとしては、今は県から来ておりますけれども、必ず県、国から来るわけではございませんので、「人」というよりは、「職」で金額は考えていただきたいというのがございます。

ただ、それについても、それが妥当かどうかというのは分かりにくいというのは、我々も少し話を聞いていると、分かる部分ではございますので、それは、つかめるようなものが何かないかなというのは考えてみたいかなと思います。何かこういうものがあると、判断しやすいというのがあれば、少し御助言いただければなと思います。

○会長

副市長は、あくまでも「職」としての給料ですので、今、事務局から話がありましたように、必ずしも県とか国から来るわけではないので、あくまでもお願いをして、送っていただくということでもありますので、当然断られることもあるでしょうし。

県とか国から送ってもらうというのも、かつては国が人を送っているというイメージが多かったですね。部長とか、そういうところに人を送って、お金とか、人によって自治体をコントロールするような部分があったのですけれども、今逆で、地方分権の中で、要するに国との関係を作りたいとか、県との関係を維持したいとか、自分のところにない資源をそこから調達するという、戦略的にやっている自治体が多いというのが最近の傾向です。

そういう中で人を送っていただくということです。ただ、県は県でそれなりに市町村との関係をつくりたいということで、両方にとってウィン・ウィンの関係をつくりたいということです。

給料のことはどうかというと、実際は市長の給料が決まってから、副市長とかその辺の大体のところを検討していくというのがあるので。市長の給料というのが、まず重要になってくるというところなんです。結局、副市長とかその辺は、市長が任命をしますので、市長がそこも責任を負っているということです。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、委員。

○委員

これは、最終的に落とすどころはどこに持っていくのですか。我々は、いいも悪いも。確認なのですけれども、もう一回、これ議会通すのですよね。議会通さないのですか。さっき議会通さないで行っちゃうみたいなの。

○会長

どうぞ。

○事務局

ここでの結論が、今の金額で妥当ですよ。変える必要ないですよとなれば、議会には特に何もしません。

○委員

上げるとなったら。

○事務局

上げる、下げるとなって、市のほうで、答申のとおりやりましょうとなれば、もちろん議決が必要になります。議会に出す形です。

○委員

そうですね。その落としどころが問題だと思うのですけれども。多数決で決めるわけにはいかないですよ、こればかりは。この間みたいに全部書いて、幾らが妥当だみたいな、皆さんの意見を一致させるような感じですか、最終的には。その辺の土台が、このあれだけじゃ、本当に我々、どれも。これ近隣市町村というか、近くのところで皆同じようなところのといっても、白井より、ほとんど一番、税収がいいですよ。税収がいいところで持ってきて、平均値とかといっても、全然数字の整合性が取れないような気がするのですけれども。

○会長

ここで議論をしていただきたいのは、まず、妥当かどうかというところなのですが、その妥当かどうかというところですね。まさに今、委員が御指摘していただいたように税収とか、あるいは他の自治体との関係で、そこを評価をしていただきたいということ。白井市を取り巻く環境とか、今後、より地方分権が進んでいく中で、現在の給料というものが妥当かどうかというところですね。平成6年から変わっていないというところですので、そのあたりをどう評価するかということかと思えます。ですので、ここで答申が出たからといって、議会のほうで否決される可能性もあると。これ条例ですので、条例にするかどうかというのは議会の権限ですので、議会としては、市長の給料を上げるべきではないという判断が出る可能性もあると。

ただ、審議会としては、上げたほうがいいのかと、あるいは下げたほうがいいのかと、あるいは今のままでいくということ。そのあたり非常に難しいところではあるのですが、まず額というよりも、上げるべきなのか下げるべきなのかというところの御意見を調整をさせていただきたいと思えます。

先ほど、委員の御意見ですと、上げてもいいのじゃないかという御意見が少し出ましたけれども。もちろん、後で条件とかいろいろなものがつくのかなと思えますけれども、一つ、そういう御意見もあるということですので、そのあたり御議論いただければと思います。

どうぞ。委員、お願いします。

○委員

いろいろ聞きたいのですけれども、この資料4を見ますと、特例措置状況というのが、5月21日まで市長は、10%減額して支払っていたということなのかなと思います。それ財政健全化のため必要だから、そうしていたのだと思います。そうすると、この6月から今の金額になったよという、10%上がったというと変ですけれども、そういう中で、ここからまた10%上げていこうよという答申をするということだとすると、いかがなものなのかなと思うのですけれども。

この比較されている資料があるじゃないですか。他の市町村も、本当はこれに書いてあるのだけれども、15%も減額しているのだよとか、そういうものがあるのか。そうじゃないと、なかなかこの比較しているもの自体は、我々ここで見せていただいている金額自体は、20年ぐらいで、そうじゃないのだよということなのですよ。その辺のところを分かる程度で結構ですが、説明いただければと思います。

○会長

それでは、事務局、お願いします。

○事務局

他市のこういう減額の状況というのは、実は我々、今のところ把握はできておりません。平成30年の4月からの減額というのが、ここに書いてありますとおり、小中学校へのエアコン設置の関係がございまして、当時の市長が、学校へのエアコンを設置する、設置しないということで判断がぶれた時期がございまして。それで、財政健全化の取組というのを作りまして、その中に自分たちの給料も下げて、何とか財源を作って、学校にエアコンを設置しようということで始めたものでございます。

笠井市長に替わりまして、笠井市長は、基本的には前任の市長の政策を引き継いでやっていくということもございましたので、引き続き、一期目までは減額を継続しようということでやってまいりましたが、二期目になるということもございまして、減額については、一期目の終了に合わせて終わりにしたというところでございます。

それぞれの市の状況に応じて、こういう減額をしていたり、あとは何か不祥事があったときに、責任を取って減額をしているというような例もございますので、事務局のほうとしては、他市の状況までは把握できていないというところです。

以上です。

○会長

ありがとうございました。市長の判断でされているというところですね。

○事務局

はい、そうです。

○会長

ですので、今、状況が悪ければ、市長が自分の給料を減らしているということですの

で、ある種政治的な判断というのものもあるかと思えます。基本は、この83万円ということで、他市においても、政治的な状況を見て減らしているところもあれば、厳しくてもこのまま行くのだというところもあるので、そのように御理解をいただければと思います。

それから、今、公務員の給料を上げるというような勧告が出ていますが、白井市では今後、一般職の公務員の給料は、どのように扱っているのかということですね。その状況を踏まえながら、市長の給料はどうかということを議論したいと思えます。

○事務局

国のほうの人事院勧告のほうが、これから恐らく出るのが給料月額と、あとはボーナスの分を上げるということで情報が出ております。白井市におきましては、国の人事院勧告を受けて、今度の千葉県の人件委員会から、また勧告が出ますので、それを踏まえまして、基本的には県の人件委員会勧告に従って、一般職の給料も引き上げていくということになるのではないかなと考えております。恐らく、その対応は、12月の議会の中で上程をしていく流れになろうかと現段階では考えております。

以上です。

○会長

ということで、今世の中の流れとしては、人事院勧告に従って、国家公務員の給料が上がると、地方公務員の給料も上がるというのは慣例でありますので、恐らく上がってくるだろうと。そうなってくると、市長の給料というのは、このまま据え置いたほうがいいのか。それとも、世の中の動きも捉えながら上げたほうがいいのかということも一つの材料だと思いますので、御参考にいただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、委員。

○委員

そのあたりの資料というのは、いつ頃見ることが可能になるのでしょうか。議論するときに、どれくらい上げるかどうかも含めてとといったときに非常に参考になる資料だと思うのですが、これがいつ頃になるかによって、判断に影響してくるのではないかなというのを気になりましたので、質問させていただきました。

○会長

どうぞ。

○事務局

例年ですと、8月の8日ぐらいに人事院勧告が出まして、それを追っかけて千葉県が、10月になって人件委員会勧告を出すのが通例です。それを踏まえて、白井市の一般職職員の給料を検討するといった流れになっております。

先ほど、他の団体では減額措置とかどうなのだろうかというような質問があったかと思うのですが、私が給料の人員費の関係で調査を担当したところでは、今詳しい資料は

ないのですが、令和2年ですとか令和3年ですとか、コロナ禍の状況を踏まえて、自主的になのかは資料から読み取れないのですが、県内で特別職三役の給料を月額を下げている団体は、多数見受けられました。

ただ、どこかで解除している可能性はありますので、現在も下げているのか、それとも、もう戻っているのかというところは、また変わってきていると思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。コロナ禍は下げているところが、いろいろなところで見られたと思います。ですので、今後は多分そのあたりは通常に戻していくというのは、どこでも見られる流れかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○委員

今のお話だと、8月8日に出る国のほうの人事院の勧告は、次の会議までに、提示いただけると。

○事務局

そうですね。出ると、すぐ報道発表もされますので、出せます。

○会長

流れとしては、上げる方向で進んでいるということで、報道が出ると言っておりますので。

どうでしょうか。今の額が、このまま平成6年度までのそのまま妥当として据え置くのか、あるいは上げるか、下げるかはまだ議論できないかもしれませんが、あるいは上げる額の議論は、まだ今日はできないと思いますが、上げるのか、あるいは下げるのかという判断ですね。このあたりの議論をいただければと思います。あるいは、資料について質問があれば、質問していただいても結構ですが。

どうぞ。委員、お願いします。

○委員

今200億円ぐらいの税収というところで、これから先の税収が、NTTのデータセンターができるとか、そうなると、一部のあれでは20億円ぐらいは税収が上がるとか、20億円ってとんでもない金額になると思うのですけれども、そのようなことを見越して考えちゃってというのは、机上の空論になっちゃいますかね。

○会長

事務局、どうぞ、お願いします。

○事務局

今、お話ありましたとおり、企業誘致のほうを今、市では取り組んでおります。市役

所の裏側にデータセンターが来るということは、もう決まって、これから工事着工になるかと思えます。

歳入の面で言いますと、データセンターが入ってくると、税収としては、4億円とか5億円とかというような話もございます。

一方で、地方交付税というのが国から入ってくるものがあるのですが、企業誘致で入ってきた分については、それが交付税の算定に用いられるということで、75%ぐらいは交付税が減額されるのではないかというような話もございます。

ですので、入ってきた分がそのまま全て純増になるということではないのかもしれませんが、基本的には財政状況という意味では、もちろん税収ということも大事な項目にはなってくるかと思えますので、その辺を踏まえて検討していただくということは、十分範囲になるのではないかなと思っております。

○会長

地方交付税をもらっていますので、現在、足りない分は国から補填をされているという状況がありますので、そういう中で企業誘致が進めば、収入増えますけれども、少しずつ増えるという感じになってくるということです。

ほか、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員

今、人事院勧告等含めて上がる方向になっているときに、別に上げる必要は必ずしもないと思うのですが、例えば据え置くといったときに、なぜ、こういう方向の中で据え置くのですかという議論が、ある意味では我々に求められるかなと感じておりまして。そうすると、例えば据え置くというと、これから5年、10年先まで見て、財政状況が良くないといえれば、今、流れとして上がっていても、上げませんというのも一つあると思うのですが。そういうような今後のシミュレーションみたいなものとか、先ほどデータセンターの誘致とかの話もあったのですが。そのあたりが情報としてもらえると、例えば、これから財政がどんどん悪化するのだけれども、上げるというのは、少なくとも私は結論としては出しにくいと思えますし。そういう意味では、今の流れから見て、上げてもいいけれども、じゃあ、財政的に大丈夫だとか、そういうものが少し資料として頂ければと個人的に感じまして、そのあたりの資料をお願いできればということでございます。

以上です。

○会長

どうぞ。

○事務局

タイムリーなものになるかどうかは分かりませんが、財政推計というのは市の

でも行っておりますので、ちょうど今、次期の計画に向けて、まさに新しい推計を作っているところで、本来それを用いられれば一番いいとは思うのですけれども、もう少し時間がかかりそうなので、その前に作ったものの推計で、どれぐらいになっているのかというのは、もしかしたらお示しできるかもしれませんので、そこは検討させていただきたいと思います。

○会長

どうぞ。

○委員

細かい数値というよりも、大きなトレンドで知りたいということですので、細かくなくても結構でございます。

○事務局

分かりました。

○会長

どうぞ、委員。

○委員

今、委員がおっしゃるとおりで、例えば市の中長期経営計画というか、それを出してもらって、その中で、市長の増額を幾らということでない。ただ、横の比較で、他市と比較したって意味がないと思っています。

ですから、5年なのか、10年なのかと。それで、この83万円を14団体の平均値に、例えば、上げるというのはAパターンとする、5万円だったら5万円。Bパターンもあるかもしれないけれども。幾つか案を出してもらって、その中長期経営計画を見ながら判断しないと、ただ数字で、月額5万円とか10万円と言ったって、何の説得力もない。これは将来、上げたら下がらないのですから、私たち審議会ですと、当然、市民にも、こういうことで、こういうふうにしましたという説得の材料を持たないので。今言ったデータセンターができてプラスになると、地方交付金が減ってしまうとか、プラス・マイナスを併せて出してもらおうと。それから、白井市の人口統計とか、そういうものも含めて、私たちが理解できるような、ざっとしたものがないと、この机上の横の数字の比較だけでは、余り意味がないと私は思います。

○会長

そうしましたら、事務局から、財政状況が今後どうなるかというのを出していただければと。

○事務局

準備させていただきます。

○会長

委員、お願いします。

○委員 エアコンを入れるだけで、下がったり上がったりするわけですからね。だから、エアコンなんていうのは予想外だったかもしれませんが、そのような多額の設備投資とかは織り込んでもらわないと分からないですね。

○会長

委員、お願いします。

○委員

ついでに、お願いのお話になりますけれども。今、人事院をはじめというか、何で給料を上げようとしているのかというのを言うと、結局、昨今の物価上昇ですね。物価上昇がこれだけあって、各種生活に関わる値段が上がっている中で、それを補填しようというところで、国も積極的に旗を振って、経団連なんかには働きかけたりして、給料を上げなさいということになっているので。物価上昇がどれぐらいあるとかいうところに、昨今の比較とか、トレンドとかいうようなデータも、もし可能であれば、頂ければ思っております。よろしくお願いします。

○会長

経済状況に関してですね。

○委員

経済状況というか物価の。

○会長

そうですね。

○委員

その辺は、給料に直接リンクしている話になると思いますので。

○事務局

恐らく白井市では、マーケットの大きさというのもありますので、特にそういったものははかってはいないですけれども、千葉県の人事委員会勧告を出すときには、県内のそういった状況を把握した上で勧告をしているかと思っておりますので、恐らく、その中にある程度、参考になるものが入ってくるのではないかなと思っておりますので、その辺を見ながら情報提供をさせていただければと思います。

○会長

お願いします。

委員、お願いします。

○委員

今の議論の中では、財政を見た上の給料の検討をすべきだという話だと思うのですが、私がずっと思っているのは、白井の市長に出す人間として、求めるスキルが正しい人間が、この金額で来てくれるのかのほうが大事な気がして。笠井さんが云々じゃなくて、市議会の方いらっしゃるからなんですけれども、前回の市議会の給料アッ

プの中でも、この給料の上げる判断に関しても、論理的な判断ができなかったなど私は思っています。当然、市議会の相手をしなきゃならない市長とか、そういう難しさがあるし、今後、白井で今データセンター造っていますけれども、こういった都市開発とかいろいろな局面もある。道路誘致も、市川からのインターチェンジのやつも、多分いろいろ交渉しなきゃいけないとか、いろいろな課題が山積している中で、そういう難しい問題を多面的に対応できる人間が、今1,200万円でしたっけ。今の市長って、1,400万円でしたっけ。

○事務局

年収ですよ。

○委員

そうです。

○事務局

1,420万円ですね。

○委員

その1,400万円という人物像が、それに該当するのかという目で見ただけがいいような気がしています。1,400万円というのは、経験的には本当に十分高いと思っています。ただ、こういう多面な局面を適切に判断してタイムリーに動ける人物となると、この金額じゃない気がしています。そう考えたら、今の金額は妥当じゃないと思っています。財政の話は当然あるのですが、まずは「求める人物観」ということで考えたときに、どうかかなということを見ると、何かいいのかなというふうに気がしています。財政面で見ると、いろいろな変動要素が、どっちも一緒かもしれませんが、どういうところで値段を考えるかを、まず、ちゃんと決めたいなど。「財政面をベースに考える」という話にするのか、それとも、「求める人物像」から考えるのかというところで、話をまず切ったほうがいいのかなと思いました。お願いします。

○会長

ありがとうございます。「額」は当然、住民目線で言うと、安いほうがいいというのは、これ確かな話で。

ところが一方で、それなりの人物を得ようとすると、それなりの給料を出さないといけないという現実があります。その視点が実は議論の中では、よく欠けるところですので、それも含めて、もちろん、かといって財政状況が悪い中で、一か八かということでは給料を出すというのは、これは難しいかと思いますが、その辺の視点も含めながら、財政状況を含めて、そしてまた、どれぐらいの給料だったら人物的に来るのかと。

アンケートでも、議員の給料のときもそうですけれども、ボランティア的な給料というのを期待する人は、もういないと。生活給だというのが8割ということですので。実際どれぐらいの人が、どれぐらいの給料だったら来るのかという、その辺は白井の今後

の状況にもよりますので、そのあたりも含めて御意見を頂ければと思います。

市長の給料が成果給だったら、要するにうまくいけば、これだけ給料を上げますよとか、そういう話であればいいのしょうけれども、そういう構造にはなっていないので。成果給ではないというところを含めながら、少し話を考えていかないといけない。

結論を考えていかないといけないと思いますが。

どうでしょうかね。そこは民間と違うところです。もちろん、給料を上げたところで、高過ぎるということになれば、市長自ら減額をするということも、経済状況を見て、次の選挙もありますので、考えるということも、通常の行動としてはあるのかなとは思いますが。

先ほど委員から、給料を一回上げてしまうと、もう下げられないという御意見もありましたけれども、もちろん、今後下げるということも制度上はできる。ただ、委員が御懸念しているように、なかなかそうはいつでも、実際は下げられないのじゃないかというの、これも事実ですので。少し話が複雑になりますが、いろいろな要素をここで考えながらということにはなってくるかと思えます。

ただ、平成6年度から上げていないということも、どう考えるかというところですね。

平成6年って、何年前ですかね。

○事務局

二十七、八年前になります。

○会長

二十七、八年前。相当上がっていないのですね。

○事務局

30年近いですね。

○会長 30年。

○事務局

議員と同じぐらいのタイミングですね。

○会長

どうぞ、委員。

○委員

我々、地元で商売をやっていて、委員も言っていたように、どのぐらいのところでやっていくか。例えば3万円なのか、5万円なのか、それ集約するようなものがないと、また次集まっても、なかなか難しいかなと。

こうやって見ると、1万円、2万円上げろなんていうようなことでは、職員の方は今年だって上がっているのだろうし、また最低3%とか言われているじゃない。そういう中では、3%で、3万円でもいいのかいなど。だから、これから5年、毎回こんな審議会をやって、毎年のように上げるのだよというのだったら、3万円でもいいのだけれども、

そうじゃなかったら、また5年も上げないのだったら、思い切っていくかいなというよ
うな。財政状況はなかなか大変なのです。今日、総合計画審議会ってあるのですが、な
かなか大変です。

そういう意味では、いろいろ企業誘致進めております。大変だといったら大変だけれ
ども、職員の方も、これから採っていく中で上げていく必要がある。そういう中では
から、市長の給料をこうやって見ると、印西市と鎌ヶ谷市に比べると安いじゃんって、5
万円以上。それは、人口規模だとか財政状況だとかあるけれども、隣町から比べて、俺
たちの市長、安いのだねというのを言っているのも、どうかいなというふうに私は思い
ます。

だから、3万円とか5万円とかいう議論にするようにするのか、それとも、もうやめ
ちゃうのかということ、なぜかと言うと、先ほどのお話が出たように、この5月までは
10%少なかったのだということで、まずは、またこういう会を設けて、しっかり議論し
たらいいのか。そうじゃないと、次回集まっても、なかなか大変だと。じゃあ、おまえ、
どうなのだとしたら、3万円ぐらいは上げるぐらいの答申をしたらいいのじゃないか
と、自分は発言しておきます。

以上です。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

今までの議論聞いていますと、今の額は妥当であるという意見が少ないように思いま
すが、まだ次回、財政状況の資料を頂かないと、結論とはできませんけれども、何と
なく改正は必要なのかなというような御意見が多いように思いますが。

逆に、妥当であるという御意見をお持ちの方がいれば、こんな理由で、今のま
までいいのじゃないかという御意見があれば、話していただければと思います。

当然、額を上げる場合は、それなりの理由といたしますか、住民の理解が得られるよ
うな審議がされているということが必要だと思いますので。「下げる」というのは、なさ
そうな感じが今、お話を聞いて思いました。

「上げる」か、「今のままで妥当である」ということかと思いますが。どうでしょ
うか。

どうぞ、委員。

○委員

上げる一辺倒で、その辺に落ち着くとは思うのですけれども、かれこれ30年も給料の
変動がないと。その辺のプロセスが全然見えてこないで、何でここまで高く一遍に上
がってきたのかなというのは、さっきの見てみると、変遷を見ていると、急に上がっ
てきていますよね。頭打ちして30年というのは、失われた30年なのかなというのはある
のですけれど。

逆に、めちゃめちゃ高くしちゃったほうが、住民の目が向いていいのじゃないですか。市長というのは何やっているのだと、みんなで見張る、そういう面もあっていいのじゃないかなと思うのですけれども。遊ぶなとかと言われちゃうと、それまでなのですけれども。そういう意見もあっても、いいのじゃないかなとは思いますが。

多様な意見を求めるために、皆さん、いっぱいいるのでしょうかけれども。失礼なのですけれども、この間の意見書というのが、『儲けを追求する民間会社のトップの社長』、『市長』と給料を比較するのはおかしいと思います」と、投書が書かれ、意見書とかというのが来たのですけれども、何で話し合いをするのもいけないのだろうと、すごく腑に落ちなくて、この意見書が。ずっとひっかかっているのです。我々に「話するな」と言っているのかなという。「もう、辞めようかな、俺」と思って、本当に思うような意見書ですよ。「おまえら、話するな」と言っているのと同じですよ。これね。ちょっと気分が悪かったので、言ってみましたけれども。

○会長

ありがとうございます。

○委員

すいませんでした。

○会長

給料を高く上げるというのは、なかなか住民から、住民代表の方からは余り出ない意見なので、非常に新鮮な感じがしました。

もちろん、そういう考え方も一つあるということです。委員と、考え方としては同じかなと思います。

その辺の意見も踏まえて、少し給料の改定というのを議論をさせていただく方向になるかと思っています。

ほかに。維持という御意見は、特にないでしょうか。

○委員

今、我々の手元にある資料だけでは、判断が。維持もあり得るのかなとは、少し思っております。

さっき私申し上げたように、世の中の「給料増額のトレンド」というのは、物価補填の意味があるので、それがどれくらいあって、委員が今おっしゃったように、2万円がいいのか、3万円がいいのか、5万円がいいのかというのは、おのずと出てくるかと思うので、その辺のデータを踏まえて判断させていただきたいなと思います。今日、据置きがいいのか、増額がいいのかというのは、私としては、意見は中立的にさせていただきたいと思います。

○会長

分かりました。

そうしましたら、その辺の資料を次回出していただくということで。本日は、そういう議論の方向性が少し見えてきたので。その方向で本日はとどめたいと思いますが。

ほかに、次回議論するのに必要な資料ですね。今、財政状況とか、あるいは物価の状況とか、あるいは人事院勧告の状況とか、いろいろ出てまいりましたけれども、ほかに何か必要だなという資料があれば、事務局にこういうの出してくださいと。

委員、ありますか。どうぞ。

○委員

ここの対象として、市長の議論をずっとして、皆さんの話の中でも、副市長とか教育長の話は何もなかったんですけれども。この二つに関しては、僕はもう維持でいいと思っているんですけれども、そこだけでも今日切り離したら、次の話が楽になるんじゃないかと思ったんですけれども、いかがなのでしょう。

○会長

どうでしょうか。白井市の場合は、市長の給料の大体どれぐらいというのは、モデルみたいなのはありますか。

○事務局

特にはないです。その都度、その都度という感じです。

○会長

その都度、その都度ですか。

○事務局

はい。

○会長

市によって、大体どれぐらいというのは、決めているようなところもありますけれども。

○委員

議論を継続するのだったら、それでいいのですけれども。分かりました。

○会長

どうぞ。

○委員

別件なのですけれども、前回のこの会議で議論が沸騰したのですが、例の議員の報酬を増額を答申したにもかかわらず、否決されたと。これは私も、いろいろな周辺でこの話を披露していますけれども、はっきり言って、笑い話になっています。誰だって、上げてもらう話を断るって、何か意図があるわけです。もっぱら言われているのは、選挙を前にして、現役議員がこういうことをやっているというポーズに使われたのじゃないかと、この答申を拒否したことは。

第一、諮問したのは議長であり、当然、個人でやったわけじゃないですから、21人の

議員の合意を得てやっているわけですから、それを同じ21人が否決したのですから、こんなことでは、議会の正常な健康な判断が疑われますよ、はっきり言って。

僕は、ここの場に、諮問した責任者としての議長を呼ぶべきだと思っています。どういう理由でこうなったのですと。前回のこの会議で、笠井市長から報告は受けました。否決が何人とか、そういう事実だけは聞きましたけれども、撤回した理由は聞かされていません。どうして審議会に諮問して、答申した。何日も時間をかけた。若干でも、みんな費用も頂戴していますから、公費を使っているわけですね。それにもかかわらず、出した「御願状」を撤回したと。その説明が全然ないのですよ。

ですから、この場に来て、こういうことでこうなりましたと、あるいは文書でもいいですよ。多分、来ないでしょうから、文書でもいいですけども。それは必ずやってほしいというのは、私、会長にお願いしたいと。事務方が言っても、多分無理でしょうから。

それから、今回、市長の例えば増額を答申したとします。議会が、それをすんなり納得しますか。人間の嫉妬が働くでしょう。おまえだけ上げてと。上げたら、これから議会と市長の目に見えない足の引っ張り合いが始まるかもしれない。だから、正常な市長と議会との関係が、危うくなるのではないかと。こういうことを考えると、市長の今回の増額を私たちが答申したら、市長は分かりましたと言うかもしれないけれども、最終的に決めるのは議会ですね。

ですから、この間の答申を流した議会の責任というのは、すごくあるのです。説明が全然ないのですよ。一般の住民にとっては、議員も減って、報酬も上がらないのだったら、いいだろうと、そういう住民感情ですよ。これはやっぱり議会の説明が、この審議会にあってしかるべきだと私は思っています。

○会長

なかなか、委員をはじめとして、審議会の皆様方の感情としては、恐らくそうだろうなというふうには推測をされるところなのですが、審議会としては、答申をひたすら出さざるを得ない。出すだけが審議会の仕事なので、議会からすると、審議会に対する説明責任というのは、「ない」ということになります。

ただ、そこのあたりは、当然、審議会のほうに何らかの説明ができるのであれば、していただきたいと思えますけれども、なかなか難しいかなと。もちろん、結局そういう答申を出したのにもかかわらず、それを議会が受け入れなかったというのは、むしろ、附帯条件とかだけ受け入れたというのは特殊ですので、そのあたりは、住民がどう判断するかということに尽きるのかなと思うのです。

まさに委員がおっしゃることは、かなり高度な住民というか、非常にいろいろなことを考えられて、真面目に地方自治を考えていると、まさにそういう住民が増えることが一番いいわけですけども、目の前の短期的なことで判断をしてしまうところは、選挙

としては、余り望ましい姿ではないのかなと思います。議会から、そういう判断をしたのを審議会に説明するというのは、現実にはなかなか難しいかなと思います。

ありますか、事務局。

○事務局

一つは、議会の中で賛成・反対というのがいろいろあって、議員が、それぞれ討論をされていますので、例えば会議録であれば、公表もされていますし。皆さんにお渡しできると思います。

賛成・反対の意見として、こういうことで反対したのだよというのは分かるとは思いますがけれども。ただ、それが全員ではないですし、議長としては、この審議会に諮問してほしいということで、市長に文書が来まして、動いてくれた結果が、結局、議員全体としては、結論が変わってしまったということになりますので、議長としても、なかなか、その顛末というのですかね。起こった事実の説明はあるのかもしれないですが、そういう裏の話というか、みんながどう思って、どうなったかというのは、議事録に出ている以上の話はないのかなとは、事務局としては思っております。ですので、会議録であれば、皆さんにお配りはできますので。

○会長

そうしたら、会議録は、皆さんにぜひ、お配りいただいて。

○事務局

かしこまりました。質疑の顛末というか、全て一言一句、逐語録として残っておりますので。それは準備させていただきたいと思います。

○会長

どうぞ。委員、お願いします。

○委員

この話の補足ですがけれども、議長の岩田さんは、この件に関して、うわさに聞いた話だと、否決されたことを反省されたというか、自分が悪いという気持ちを持ったらしくて、丸坊主にして事務局にお詫びに行ったということを聞いています。なので、本当に議長はかわいそうだなと、私はそう思っています。

○委員

丸坊主で、この場に来りゃいいのだよ。

○委員

結構、反対された方の理由というのは、僕も理解できなかつたり、ぜひ議会の生の声を聞いていただけるといいと思うのですがけれども、理解できないことをずっとおっしゃっている。それを岩田さんのせいにするというのは、なかなか難しいなど、私は思いました。

○会長

ということで、議事録をぜひ配布していただければと思います。

それで、市長の給料を仮に上げた場合、それを議会に出すわけですがけれども、当然、市長も条例案を出すときに、政治状況とかその辺も判断されて、恐らく出すはずですので、審議会に言われたから、すぐに出せるかということ、出せないという状況もあるかもしれないです、それは。それは議会との当然、交渉した上で多分出されると思いますので、その状況はまだ分かりませんが、審議会としては上げるのか、妥当なのかというのを次回、審議を進めていきたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに資料、もしあれば、また思いつけば、事務局のほうにメールでよろしいですか。

○事務局

はい。

○会長

メールで言っていたら、作成して、次回提出するという事にさせていただきますと思います。

続いて、議題の2であります、その他ということで、皆様方からありますでしょうか。今の委員のお話というの、その他のところに入るのかもしれませんが、ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局からありますでしょうか。

○事務局

では、次回の会議のスケジュールについてお話しいたします。

9月末と思っていたのですがけれども、9月は議会がまだ途中までであるというのと、先ほどのお話で、千葉県の人権委員会からの勧告が来るのは、10月に入ってからになりますので、それであれば、勧告が出てから皆さんとお話をしたほうが、より具体的かなと思いました。10月11日が議会閉会予定になっておりますので、10月の中旬から下旬というようなイメージでと思います。

スケジュールの調整を、またメールで複数回のやり取りになりますが、よろしく願いいたします。

○会長

そうすると、10月の中旬以降ということでもありますので、また、お忙しい中で、皆様方には日程調整に御協力いただければと思います。

ということでございまして、様々な御意見を頂いて、白井市では、かなりいろいろな審議会ですいろいろな御意見を頂いて、一辺倒ではないので、非常に私自身も、しっかりとここで議論がされているなという感じがいたします。引き続き、次回も様々な視点

から御意見を頂ければと思います。

それでは、これにて第2回目の委員会のほうを閉会とさせていただきたいと思います。